

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

<記載場所>

あらゆる世代の交流がさかに行なわれ、さまざまな人の和がひろがり、すべての住民が地域の一員と感ぜられるまちを目指し、場の提供と相談支援に力を入れながら、地域活動の下支えをしていきたいと考えております。

地域の実情を把握するため、相談業務の他、地域の活動や会議にケアプラザ職員も積極的に参加しています。自主事業を企画する際は参加や情報提供の対象が限定されないよう、社会参加の機会として、『かもマチ食堂』のような多世代交流、介護予防にもつながる『悠夕みのりサロン』『ザ・オシャベリサロン』『唄声喫茶』等の場、参加しやすい場所（徒歩圏内）として、町内会館等を利用した『子育て広場』や『茶話会』、NPO法人と共催で空き家を利用した交流の場での『生活相談コーナー』を設置しています。また、障がい者への理解が深まり地域住民との交流につながる取り組みとして、地域作業所（陽だまり）で作成したパンやクッキーの販売とボランティアによるカフェの開催、地域作業所（都筑は一べすと）と地域の子どもたちを結ぶ調整役として、田植え体験、『かもマチ食堂』へのお米の提供等協力関係を築いています。

見守り活動『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）では、事務局の一員として中里北部地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、区役所、区社会福祉協議会と共に検討し、医療機関、学校、福祉保健事業所、一般企業を含めて横のつながりを持つことで、地域の中で様々な変化に気づき、支えていく仕組みづくりを目指しています。また、日常生活の困りごとを住民同士で支えあう『ちょこボラ』や、中学生によるボランティア活動『かもボラ』を更に活用していく方法も検討しています。

今後も福祉の拠点として住民と意見交換しながら、誰もが住みやすい地域を目指し、協働で事業を展開し、活動の拠点づくり・課題解決に向けた継続支援を行なっていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、将来に向けて地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動取組みを具体的に記載してください。

<記載場所>

鴨志田地域ケアプラザが管轄する鴨志田町、寺家町、たちばな台1丁目・2丁目、成合町の総人口は15,173人で、世帯数は6,537世帯。昭和40年頃の宅地開発により建てられた大型団地や比較的新しい住宅地が広がっている区分と、農業を営むエリアに区分できます。現在中里北部地区の高

齢化率は28.0%で、青葉区全体と比べて約8%高い値となっています。(データはいずれも2019年1月現在)今後も高齢化が進んでいくことや、坂道が多い地域であり移動手段に課題があると考えています。

地域福祉保健計画や地域ケア会議等での意見交換により上がってきている、地区の活動者の高齢化(次世代の担い手不足)、地域での見守りの取り組み方などの課題に対して、地域の方々をはじめ区役所や区社会福祉協議会等関係機関とも協働し、この地域の強みである中里北部連合町内会での住民の自助・互助の意識の高さを活かすネットワークをつくっていきます。

具体的には、ボランティア活動(ちよこボラ)やよこはまシニアボランティアポイントによるボランティアの育成、多世代交流の場『かもマチ食堂』を立ち上げ、継続して支援しています。

ケアプラザ内外の場の提供、イベントの開催、身近な相談窓口としての機能を充実させて、多くの住民が利用しやすい仕組みづくりを行ないます。身近な相談窓口になれるよう、ケアプラザ以外にたちばな台では『まちなかクラブ』、鴨志田町でもNPO法人(森ノオト)と『いいかも市』での出張相談の機会(それぞれ月1回程度)を設けています。

地域の特色として大学が2校あり、大学との協働した取り組みや『気づきの和連絡会』(見守り連絡会)との連携により事業所(新聞配達店)と認知症高齢者安心ネットワーク発見協力機関・団体として区役所との協定に至る支援や事業所への認知症サポーター養成講座開催につなげることができました。今後も他事業所や企業等に向けて同様の働きかけを行なっていきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体や他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

青葉区地域福祉保健(地区別)計画を意識しながら、『気づきの和連絡会』では、中里北部地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、区役所、区社会福祉協議会を含めて検討する機会を継続しています。活動においては、作成物の配布や中里北部地区での医療機関、学校、福祉保健事業所、一般企業を含めての検討の場を持ち、横のつながり、地域の中で様々な変化に気づき、支えていく取り組みを、区役所からの補助金を活用しながら進めていく予定となっています。

住み慣れた地域で多世代が暮らすために、学校・郵便局・新聞配達員向けに他ケアプラザと合同で認知症サポーター養成講座の実施、介護予防に向けた健康サポートイベントやハマトレを様々な機会に医療機関や介護保険事業所、他ケアプラザと共催により実施しました。障がい者に向けた事業として、青葉区生活支援センター『ほっとサロン青葉』との講座共催や青葉区基幹相談支援センター『あおば地域活動ホーム すてっぷ』との同行訪問を実施しました。

地域とのつながりにおいて、今後は学生を含めた若い世代との関わりについても取り組んでいきます。

小・中学校においては認知症サポーター養成講座での関わり、大学の1つとは共催で講座を実施予定となっています。

各職種においては、青葉区内各地域ケアプラザ職員が毎月連絡会(分科会)を開催し、それぞれ

の問題・情報を共有し、解決に向けて取り組みを行なっています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

<記載場所>

平成3年に社会福祉法人ふじ寿か会を設立した本会は『地域に根ざした、いつでも利用者の方が安心して利用できる施設を目指すと共に、職員は高い質（倫理、知識、技術）を持ち、利用者のニーズに対し、熱意あるチームケアを行なう。

① 品質：心地よさを感じる丁寧なケア

② 熱意：福祉を志す揺るぎない気持ち

③ 迅速：広い視野を持って、利用者のことを考え、何を望んでいるかを察知して行動する冷静な判断と臨機応変に対応する行動力

以上の点を常に心掛け、社会福祉法人の誇りを持ち、地域福祉の充実に寄与することを図ります。』という理念のもと、緑区・青葉区で介護老人福祉施設2か所、グループホーム5か所、特定入所者生活介護1か所、地域作業所1か所の事業展開を行なってきました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

予算の執行状況については、月次試算表を基に予算執行状況を把握し、必要であれば予算計上内容の修正を行ない、各施設責任者等へ説明を行なっています。

法人税については、社会福祉法人のため課税はされていません。消費税及び地方消費税等に関しては、滞納はありません。

財政状況の健全性につきましては、経理規程に沿って統括会計責任者への報告を行ない、決算前には法人監事への報告も行なっています。必要であれば外部監査を実施する予定もあります。安定した経営を行なうために、利用される方々のニーズを把握し、より良いサービスの提供を行なうことが必須要件と考えています。

支出に関しては常にコストパフォーマンスを考え、必要なものは何かを常に考えて行動しています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

所長は、法人内他部署の生活相談員として相談業務 18 年の経験があるものを配置しています。地域との顔の見える関係づくりのために、地域包括支援センターと地域活動交流の職員は、法人内での異動を極力行なわずに運営をしてきました。現在、各部門とも職員配置基準に従った職員を配置しており、指定管理者に選定された際は、全職員が引き続きケアプラザの運営にあたることとなります。

やむを得ず職員体制に欠員が生じた際は、速やかに資格を有する交代職員を配置し、運営に支障がないように対応します。

通所介護の非常勤職員、看護職員に関しては、働きやすい環境づくりの一環として、ワークライフバランスを考え、短時間勤務を取り入れています。子育てをしながら働ける環境づくりを今後も行なっていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

外部から送られてきた各種の研修案内は、職員に回覧し研修の情報を周知し、研修期間は勤務時間として、研修参加費や交通費を支給することで研修を受けやすい環境づくりを行なっています。研修参加後は研修報告書を作成し、全職員に回覧し、いつでも閲覧できるようにすることと、研修報告を会議の場で行なうことで、受講した職員以外に情報共有できる体制を整えています。その他、年度ごとに研修計画を立て、段階的に学びの機会を持てるようにしていきます。

ケアプラザ内研修・法人内研修では、研修の企画・立案・実施を職員が行なうことで、研修を受けるだけでは得られない学びを得る機会をつくっていきたくと考えています。

新人職員もベテラン職員も共に学べる機会となるよう、毎年 5 部門の職員が現在の部門ごとの職員の力量や、学びたいと思っていることをリサーチし、計画を立てていきます。学ぶ機会の確保をすることで、それぞれの専門分野に限らず、総合的で多様な問い合わせにも対応できる職員の育成を図ります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

法定点検は専門業者に委託して管理を行なっていきます。建物は 15 年が経過しておりますので、

月に1回専門業者に建物総合巡視点検を委託して管理を行なっています。それとは別に、給湯器に関しては年に1回専門業者による点検を、不具合の早期発見のため今後も入れていきます。

日常的な維持管理は職員が行ない、不具合が見られた場合、軽微な修理・補修に関しては職員が対応し、大掛かりな修理・補修が必要な場合は区と事前協議等で連携を取りながら、専門業者に依頼し迅速に対応していきます。

専門業者に依頼する場合は、できる限り相見積を取り、一番費用のかからない方法且つ横浜市内の中小企業に発注をするなど、効率的に行ないます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

<記載場所>

ヒヤリハットの事例から書式に残し、常勤・非常勤問わず事例が発生したその日のうちに検討会議を持ち、所長への報告も行ないます。その結果をすべての職員へ周知するため、毎朝全員でのミーティングで口頭での申し送り、書式での回覧及び、必要であれば事故を防ぐ介護方法の周知等を行なっています。『特定個人情報保護規程』を設け、研修等で全職員へ周知、個人情報を取り扱う際には十分に注意し、ダブルチェックのルール化を図っています。

また、ケアプラザとしての緊急連絡網を作成し、必要時すぐに所長に連絡が取れる体制を取っています。防犯・防災への取り組みとしては、夜間専門業者による警備契約を始め、移動可能なイスやごみ箱は館内へ収納し、防犯・防災対応をしています。館内にはAEDも設置し、職員向け、利用団体向けに使用方法の講習会を年に数回ずつ、今後も開催していく予定です。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

常勤職員を対象に、大規模災害発生時の際の役割分担（参集条件・活動範囲など）をしています。（例：職員の通勤ルートを確認し、有事の際は公共交通機関を使わず徒歩で参集できる人数を把握するなど初動体制整備に努める）

全職員を対象に、緊急連絡網の作成やリスクマネジメント研修も取り入れ、防災意識を高めます。

年2回行なう防災訓練においては、消防署職員立会いのもと、地域住民を交え、AEDの使用方法、災害時の避難方法や簡易担架の作り方、毛布を使った移動方法など様々な状況を想定した訓練を実施しています。

また、地域で行なわれる『地域防災拠点訓練』にも参加し、各関係機関・地域住民との情報共有を図りながら、防災・減災対策に取り組んでいます。

応急備蓄品に関しても定期的に在庫確認・期限確認を行ない、区と連絡・調整を図っています。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

<記載場所>

毎日の業務終了時の巡回時に、設備状況の不備・欠陥等の自主点検を行ない、異常があれば速やかに区と協議の上、改修しています。

また、年に1回、点検業者に委託し、点検実施計画に基づき法定点検を実施しています。

震災予防措置として、照明器具等の固定、事務機器の転倒・急激な移動及び落下防止、窓ガラス等の破損・散乱防止対策、非常口の開放等、避難通路の確保、初期消火用水の確保、震災備蓄品の準備を行ないます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

職員には、ケアプラザ機能の周知を繰り返し行なうことで、公正中立な対応ができるよう資質向上に努めていきます。

活動団体等に対しては、ケアプラザとしての決まり事を遵守し、特定の団体に偏らず、公正中立な立場で対応しています。年に1回は、利用団体へ取り決めの周知活動を行なっています。

介護保険サービス事業者等に対しては、ご利用者の選択支援を第一姿勢と捉え、対応しています。利用者にどのようなニーズがあり、そのニーズに対応し得るサービスを複数紹介できるようにしています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

ご利用者の方々のニーズの把握の仕方は、年1回の利用者アンケートだけでなく、多様にあると職員は常に意識して接しています。日常にご利用者の顕在化及び潜在化されたニーズを、些細なことからもサインをキャッチするよう心がけています。

活動団体と日常的に交流を持つこと、ミーティングに同席すること、多職種でカンファレンスすることを意識して行なっています。通所介護業務においては、介護職員、看護職員、相談員、管理者がそれぞれご利用者からのサインを見逃さないように声を掛け合っています。そのような中で要望や苦情が上がってきた時は、複数人で対応し、上がった要望・苦情の奥に何があるのか探りながら、今後の方向性を決めて各職員に周知しています。法人本部と、区役所等関係機関への報告もできる限りその日のうちに行なうことを今後もしていきます。

また、苦情受付の担当職員名を玄関に掲示し、すべてのご利用者に周知しています。法人として、第三者委員会を設置しているため、契約書等への記載と掲示により周知を行なっています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

『個人情報保護マニュアル』及び『情報公表に関する規程』を整備し、全職員に周知しています。法律や法人規定を遵守すると共に、全職員が強く意識して業務にあたれるよう、具体的に伝えることをしています。どのような行動が個人情報を流出してしまう危険性があるのか、また個人の情報が外部に漏れることでご本人やご家族に生じる可能性がある不利益について、入職時と年2回の研修、朝礼での報告など機会をつくり、話し合いをしています。個人の情報に留意することで、一人ひとりの人権を守り、人権尊重へつながっていると考えます。

法人の運営状況に関しては、ホームページで公開すると共に、各部署で閲覧できるよう設置し、閲覧できることを明記した文面を、館内掲示等で周知しています。また、ウェブアクセシビリティへの配慮にも取り組んでいきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

横浜市G30に参加し、ゴミの減量化、リサイクルへの意識の啓発に努めています。水光熱費に関しても、年間で一覧にすると共に、昨年との比較をする中で、必要のない場所の消灯等省エネルギーへの対応を進めています。

発注等に関しては、相見積を取る中で、市内の中小企業への発注となるよう対応しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方針、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

ケアプラザ広報誌『鴨めーる』を月に1回発行して、ケアプラザの活動等の周知を行なっています。『鴨めーる』は、自治会加入者へは全戸配布を行ない、加入者以外にも情報が届くよう、ホームページへの掲載や、地域の支援者から手渡ししていただくなど、地域住民の協力を得ながら配布を行なっています。

地域ニーズを探りながら、自主事業の企画を行ない、自主化へ向けたサポートを行なうことで、活動団体がなかった時間帯に、新たな活動団体ができるよう取り組みを進めてきました。団体数も90を超え、年に1回のボランティア交流会では、貸館の最新情報を伝え、希望の分散化を図っています。情報提供に関しては館内掲示だけでなく、ホームページや個別に情報提供することもあります。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する相談等について情報提供の取組の考え方、提供手法について記載してください。

<記載場所>

地域の身近な相談機関として、必要な方に情報が届くにはどうすればよいかを考えながら、毎回同じ方法を取るのではなく、その時に合わせて、方法を変えて対応しています。

また、状況に応じて自治会、民生委員、児童委員、友愛活動推進員等地域の活動団体の協力を得て、情報提供を行なっています。例えば、子ども向けの情報は、小学校や中学校へ直接配架依頼に行くこともあります。また、高齢者虐待防止法のパンフレットを手にとっているところを、他の人に見られないトイレの洗面前に置き、数の把握をしておくことも工夫して取り組んでいる一つです。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

各部門の責任者は、月に1回、情報共有や各部門で取り組めることについての話し合いの場を持っています。この場以外でも必要に応じて情報交換を行なっています。

また、部門をこえて地域の行事等と一緒に参加することで、地域の実情把握を行ない、専門職の見地から、ケアプラザ事業に活かす方法を探っていきます。

ケアプラザ内だけでなく、必要に応じて他ケアプラザと情報共有する機会を持ち、連携を図ることで、円滑で効率的な運営につなげていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有の方法など、ネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

総合相談、地域ケア会議の開催、包括カンファレンスやケアマネジャー支援により得られた地域ニーズを、区役所、区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員等地域活動団体と共有化し、ネットワークの構築を進めてきました。その中で、地域の行事等に、ケアプラザ職員が可能であれば複数で参加することで、ケアプラザの機能の周知と共に、顔の見える関係づくりに努めてきました。

また、学校運営協議会の委員になることで、地域の情報を学校へ、学校の情報を地域へつなぐ役割を果たしています。地域福祉保健計画の意見交換会でも、PTA会長や、学校コーディネーターの参加を得られ、“子育て”に関する意見も広く聞くことができました。

半数以上の自治会長が、1～2年に1回交代する地域のため、ケアプラザの機能や、地域福祉

保健計画については、その都度説明が必要となっています。反面、会長を交代した後も、地域活動に取り組んでくださる方が多い地域となっています。そういった方々が、地域でつながり、活動できるような情報提供を今後もさせていただきたいと考えています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

地区別推進会議開催にあたり、事前に区役所や区社会福祉協議会と協働でチーム会議を開き、浮き彫りとなっている地域課題や問題等を共有し、解決に向けて取り組んでいます。

また、ケアプラザと区役所が日常業務において必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有できるよう、月1回区役所と包括でカンファレンスの機会を設けています。事業や地域の会議に共に出席し、現状の課題や問題等の把握に努めています。

認知症高齢者安心ネットワークでは、担当地域の事業所との協定に向けた支援を高年齢者支援担当と共に行ないました。

各職種（5職種）においては、青葉区内各ケアプラザ職員が毎月連絡会（分科会）を開催し、それぞれの問題・情報を共有し、解決に向けて取り組みを行なっています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

地域福祉保健計画では、複数の職種が関わり、行政や関係団体、地域の方々と連携を取りながら、共通認識を持ち進めています。地域活動の継続、次世代への継承や高齢者が活躍できる生きがいづくり、認知症への理解、障がい者への理解、見守りに関わる支援の仕組みづくりを地域のニーズと照らし合わせながら、支援を協働で行なっていきます。

地区社会福祉協議会や自治会・町内会、地域のイベント、民生委員・児童委員協議会の会議等へ積極的に参加し、地域が抱えている諸問題の実態把握に努めていきます。

ケアプラザの自主事業参加者や貸館利用団体と事業参加者との意見交換を行ない、課題を浮き彫りにした上で5職種が協働で対応する体制を構築していきます。そのために、5職種の連絡会を定期的実施し、実行可能な組織体制をつくります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

自主事業を通じ、高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

<高齢>

地区の高齢化率は現在 28.0%で区平均を 8%上回っています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も更に増えると予想されます。また、この地区の地形は幹線道路を谷として傾斜があり、ケアプラザへの来所や、事業参加が難しく、活動の場に出向くことが困難となり、機会が限定される現状があります。

このことから、事業の参加や情報提供が限定されないよう、参加しやすい場所の検討や場の提供をしながら、高齢者の仲間づくりや介護予防事業として、サロンやたまり場づくりを更に拡充するために、地区の活動場所に出向き、住民と意見交換しながら、協働で企画し、地域全体のニーズとして捉え、高齢者が生き生きと暮らせるような事業を展開していきます。

<障がい児・者>

当事者やボランティアが行なっている障がい児・者の訓練会、多世代間交流会、ミニデイサービスが定期利用しています。活動の継続と共にボランティアの高齢化や当事者の望む活動や希望する支援も増え、多様化してきている現状があります。

地域住民が障がい児・者に対して理解を深めるために、ケアプラザにて障がい児・者が製作するパン、クッキーの販売を毎月 2 回実施しています。パン販売を周知させるために広報活動も広げていきます。また、障がい児・者専門支援施設と連携し、ケアプラザの一室を使用し、出前サロンを年 3 回行ないました。

障がい児・者の訓練会や余暇事業も、室内の活動だけでなく、外出行事や音楽療法・動物セラピー・家庭内の支援等多岐にわたって支援を必要としています。今後も当事者のニーズと住民がつながり、誰もが住みやすい地域について考える機会として、地域住民の理解を深める講座や地域交流会を、関係機関・団体・ボランティア等に協力を仰ぎながら行ない、障がいの有無にかかわらず参加できるような場をつくり、地域で見守る活動支援を行なっていきます。

<子育て関係>

この地区は年少人口比率 13.4%で、区の平均を上回っており、第 2 子・第 3 子が多く、子育て事業や広場では、兄弟児の参加が多いのが特徴です。また、ケアプラザの自主事業以外でも、地域のボランティアや関係団体による広場も充実してきており、育児不安を解消する居場所が周知されてきています。今後は、緑の多い環境を活用して、外出行事や交流事業を関係団体と共に検討し、様々な年代と交流を図り、地域で支える仕組みづくりを行なっていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

障がい児・者の訓練会や子育て相談会場、高齢者のお食事会、ミニデイサービス、ボランティア団体等の活動が継続的に行なわれるように、場の提供をしていきます。

また、定期事業一覧表や活動団体のパンフレット等館内掲示をし、直近の空き状況が分かるよ

うに情報発信していくとともに、広報誌や交流会・会議等を通じてお知らせし、団体同士の関係が築けるよう調整役となり、活動が継続できるよう支援していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

中里北部地区は高齢者のお食事会、親子のひろばや世代間交流会、障がい児・者の訓練会、ミニデイサービス、健康づくりを目的にウォーキングや料理教室、高齢者の見守りなど様々なボランティア団体が活発に活動しています。また、日常生活の中の困りごとを解決する取り組み『ちよこボラ』も地域住民が意見交換しながら進めています。活動開始から15年を迎えた団体も多く、地域の会議や団体のミーティング等では、担い手の高齢化や介護問題等により、人材が不足していることや、地域で支えあう関係づくりの推進について、住民の意識をどう高めるかが課題として上げられています。この現状を踏まえ、今後は地域のそれぞれの活動が広がり、あらゆる世代の方が支えあう関係を築けるよう、新たな人材を発掘する講座や活動紹介をきっかけに、地域の情報を住民へ伝えながら関係機関・組織・団体・ボランティアと住民がつながる場を継続的に持ち、地域福祉の推進に努めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供の方法などについて具体的に記載してください。

<記載場所>

中里北部地区は、ボランティアによる交流の場や見守り活動が活発に行なわれていますが、人材不足や人材の活性化が課題として上げられています。それぞれの活動が地区内に広く周知されることで、地域住民とつながり、周知され、地区で支えあう仕組みができるように支援していきます。

年に1回ケアプラザで開催している『ボランティア交流会』では、ボランティア団体・個人との交流を促進しています。日常的にはコーディネーターとサブコーディネーター、それぞれの立場から得た情報を速やかに共有することを行ない、支援につなげています。

また、地域活動交流と地域包括支援センターが情報共有のための意見交換会を行ない、それぞれの業務に活かしています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地区の現状把握のため、人口統計、介護保険申請者数・利用数や介護保険事業所へのアンケート調査の実施、過去のボランティア経験者も含めた茶話会(OB・OGカフェ)、地域のサロンへの

参加、地区の行事への参加（夏祭りでの出店等）、ボランティア活動者・自主事業参加者等へ聞き取りを行ない『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）や各老人会、連合町内会等地区の会議の場を通して、結果を地域の方々へ報告するとともに、得た情報から見えてくる、課題を整理・共有を行ない、必要な支援を地域の方々や関係機関と検討しています。

また、情報発信の機会として、サークル活動や集会所・自治会館、マンション、団地等の掲示板の活用や、自治会・町内会の未加入者への情報発信も民生委員や、ボランティア活動者等へ協力を得ながら周知されるよう取り組んでいます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

NPO法人（森ノオト）や地域内の介護保険事業所等と協働し、『いいかも市』を月1回開催し、事業の広報活動を行ないました。また、薬局と合同で健康測定会を実施し、地域とのつながりづくりにも取り組みました。

また、地域の担い手を増やすため、企業や地区内の大学も含め、地域貢献について意見交換しながら、連合町内会をはじめとした地域の関係組織、区役所、区社会福祉協議会、学校関係者、施設と連携を目指します。

地域活動への理解を深められるよう情報共有の方法を考える機会をつくり、学生も含め若い世代との接点を見出し協力依頼をしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地区内の各組織・団体それぞれが見守り活動の取り組みを行なっており、それぞれが抱えている課題を互いに共有するため、『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）を定期的で開催し、住民・区役所・区社会福祉協議会・ケアプラザ等の連携を深め、問題・課題を把握していきます。

過去のボランティア経験者や元民生委員も含めた茶話会（OB・OGカフェ）を毎月1回開催し、地域の状況についての情報交換や取り組みに向けた意見交換を行なっています。

また、毎月1回行われている『かもマチ食堂』の活動においては、子どもから高齢者まであらゆる世代の交流の場となっており、今後も地域のつながりづくりに取り組んでいきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

介護保険事業所と生活支援サービス事業所との交流会を企画し、介護保険利用者へのアンケートを実施しました。その結果をもとに、インフォーマルサービス情報誌『青葉区 地域活動リスト』の制作、生活支援として便利屋等企業を知る意見交換会の実施、移動支援サポートとして、
[REDACTED]への外出行事を計画・実施をする予定です。

個別課題や地域課題の解決に向けて、住民・専門職・関係機関を含む多様な関係者が、必要な情報や各々が抱える問題・課題を互いに円滑に共有できるネットワークを構築していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域の方々に対しては、今後も各事業への参加により『身近な相談窓口』として地域包括支援センターがあることを広報誌や各事業を通して継続して周知していきます。身近な相談窓口となるよう、ケアプラザ以外にたちばな台では『まちなかクラブ』、鴨志田町でもNPO法人（森ノオト）と『いいかも市』での出張相談の機会（それぞれ月1回程度）を設けています。

相談対応時には、より理解が得られるよう媒体（ハートページ、各事業所の案内冊子等）を相談内容に応じて使用していきます。相談者が「相談してよかった」「安心できた」と感じられるよう、必要な情報提供や環境を整え、常に情報収集や関係機関との連携に努めます。相談者の立場や個別性を考えて支援ができるよう、地域包括支援センター内での情報共有や、区や関係機関との連絡調整も行なっていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

認知症の人がその意思を尊重され、できるかぎり住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることを目標に、地域の方々に認知症について正しく理解してもらえるよう、認知症サポーター養成講座を小・中学校や郵便局、新聞店に向けて実施しました。

また、ケアプラザにて『介護者のつどい』を年9回開催し、茶話会形式で介護者同士の交流や情報交換を図りました。今後も認知症の早期発見・対応の重要性にかかる地域への普及啓発（サポーター養成講座や介護者のつどいでの周知）等を実施していきます。また今後も継続して介護者サポート『ほっと青葉』のアドバイザーとしての参加協力も得ていきます。

総合相談や民生委員等の地域の方々を通じて把握した対象者に対して、認知症初期集中支援チームを活用したり、認知症対応連携マニュアルに沿って、医療機関や区役所と連携して対応して

いきます。また、地域事業所（郵便局や新聞社、銀行等）とも連携し、地域全体で早期発見・対応できるよう取り組んでいきます。

青葉区内の地域包括支援センター『医療連携チーム』として、区役所・医療連携拠点と共に支援者（事業所）を対象とした『意思決定支援研修』を企画・開催しています。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

虐待事例については、毎月の包括カンファレンス時に、区職員と状況確認を行ない、『ネットワークミーティング』を開催して、対応方法や現状確認を行なっています。虐待防止と早期発見という視点を、今後もより広く周知していく機会を企画していきます。

地域包括支援センター社会福祉士分科会では『高齢者虐待防止班』が、3職種が共通認識を持って同様の対応ができるよう、研修企画の取り組みを行なっています。

『介護者のつどい』では、主に介護者同士が情報交換や悩みを話せる場づくりを目指し、茶話会形式で実施、介護者それぞれの思いを口にする時間を持つ機会となりました。介護者の集える場として今後も継続した関わりを持つことで、必要な情報提供や介護者の負担軽減につながる事業を行なっていきます。

生活支援体制整備事業の職員と共に『認知症サポーター養成講座』を、郵便局、新聞店職員、小中学校向けに実施することができました。その際は、地域のキャラバンメイト、連合町内会、中里北部地区社会福祉協議会・区役所、区社会福祉協議会、他地域包括支援センターの協力を得ることができました。今後も地域の職域に向けた普及啓発活動を行なっていきたいと考えています。

区役所と共に、青葉区版エンディングノート『わたしノート』の書き方講座を開催しています。近隣包括との合同開催であり、在宅医療連携拠点の協力により『もしバナゲーム』を活用して意思決定支援に関わる内容も伝える機会となりました。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における高齢者の支援体制や医療関係者との協力体制、介護関係者の相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを、どのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務<記載場所>

『中里北部ふれあい見守り事業』に参加していることから、民生委員からの依頼により、見守り事業の同行訪問や地域の方々向けに、『認知症』や『わたしノート』の勉強会を開催しました。

個別の『地域ケア会議』では、民生委員、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター職員以外にも、地域の訪問看護事業所、居宅介護支援事業所の参加が得られました。今後も

関係機関と地域の課題について検討が行なえるよう、日頃の関係を持ち続けていきます。

区内の地域包括支援センター合同で、毎年『ケアマネジャー勉強会』を実施しています。ケアマネジャーからの相談では、支援困難ケースに限らず、状況に応じて同行訪問やサービス担当者会議への出席、また、区役所との連携を図りながら対応しています。

新任ケアマネジャー交流と勉強を目的とし、合同実習は6回開催、個別実習は個々の希望に応じた内容、回数で実施しました。実施にあたって毎年、区内の包括と参加者の意見を聞き、活動内容を見直し、現状に沿った勉強会、講習会となるよう、連携を図りながら行なっています。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

複数包括での『合同包括カンファレンス』では、ケアマネジャーの参加と、訪問看護事業所や薬剤師・病院相談員の参加を得られました。薬局にはイベントの共催の依頼したことで、薬剤師とも交流が図れました。今後も働きかけを行ない、様々な機関が一同に会し、関係がより強固に、より密接になるようなネットワークづくりを行なっています。

『医療・介護連携の顔の見える場づくり会議』により医療職・介護職、区役所や区内包括支援センター等で、意思決定支援に関する研修の検討を行ないました。

また、人生100年時代自分らしく暮らすためのヒント集の作成に向けても検討しています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

ケアマネジャー、事業所、医療職の他に、区役所や区社会福祉協議会、民生委員、生活支援コーディネーターなど協働して地域課題（地域の強みや弱み、特色）の共有を図ります。

ケア会議で集約した情報や、日頃の『総合相談・支援』の分析、これまでに実施した調査データや地区診断等を合わせて考えていきます。

また、地域の社会資源等について情報発信・共有ができるよう、住民に場の必要性を伝え、協力が得られるよう意見交換会を開きます。住民それぞれが徒歩で行ける範囲に場をつくることを目指し、『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）や地域ケア会議、連合等の地区の会議を活用していきます。

住民が適切な資源につながるようするため、地域の具体的な課題やニーズを共有しながら、資源開発や地域づくりを行ない、必要があれば政策形成に取り組んでいきます。

カ 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

『医療・介護連携の顔の見える場づくり会議』により医療職、介護職、区役所や区内地域包括支援センターとの連携により、青葉区医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会、通所介護連絡会と研修の検討を行なうなど関係づくりを深めることができました。

区内地域包括支援センターの社会福祉士分科会では、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携により、高齢者の権利擁護のための無料相談会を各包括で実施しています。今後も継続した関わりによって、必要時に適切な対応を心掛けていきます。

区内包括の『主任ケアマネジャー分科会』でも、『ねっとわーく青葉（訪問介護、通所介護、施設介護、訪問介護、ケアマネジャー連絡会などが参加）』で日頃より顔の見える関係づくりができるように働きかけています。

『地域ケア会議』では、民生委員、介護保険サービス事業所、医療機関、区社協との連携を持ちながら、開催・課題への検討を行なっています。

青葉区看護職連絡会において、包括支援センターも関わった事例を検討することで、在宅医療連携拠点や訪問看護事業所、病院看護職とのネットワークの重要性を考える機会となりました。

カンファレンスや各種会合を通じて、包括や各サービス事業所、ケアマネジャー等と年々連携が深まっていることを実感しています。これまでの事業や他の関係機関との関わりを継続しながら、新しい事業等にも参画し、地域に根ざしたネットワーク構築を行なっています。

(5) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

住み慣れた地域で、可能な限り在宅で自立した生活を継続できるように、関係法令等に基づいて、必要な介護予防サービスの利用のための支援計画書の作成と共に、利用者の選択により適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連絡・調整を行ないます。

訪問やサービス担当者会議の際に『介護予防』の概念をご利用者、サービス事業者で確認していくことで、重度化を防ぐことに努めます。

介護予防支援の人員については、必要時プランナーを置くことで、支援が必要な事例に対応していきます。職員の育成については、外部の研修や、個別に応じた事例検討等を通して、スキルアップを目指していきます。介護保険制度の改正に対応できるよう、地域の人材や資源の把握、立ち上げの支援に取り組んでいきます。

(6) 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

＜記載場所＞

『元気づくりステーション』や『介護予防普及啓発事業』に取り組んでいます。新しい『元気づくりステーション』を目指して、現在活動している所とは別エリアの設置を目指し、過去のボランティア経験者や元民生委員も含めた茶話会（OB・OG カフェ）での話し合いを継続しています。既存の『元気づくりステーション』においては、参加者自身が自主的に活動や介護予防についての普及啓発を行なえるように、区役所の高齢者支援担当と連携しながら支援しています。

介護予防では、『ハマトレ』や『はまちゃん体操』などの内容を取り入れ、自らが健康であることの必要性を意識しながら、日常生活を過ごすことができるような関わりを目指します。また『ポジティブ・エイジング』について介護予防講座で説明していきます。

(7) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

＜記載場所＞

公の施設における事業提供であることを自覚し、守秘義務や個人情報の保護については細心の注意を払い、サービス提供に関しては、ご利用者の意見を尊重し自己決定できるよう支援していきます。

地域包括支援センターや病院、介護保険事業所、区役所、民生委員、各種団体と情報を共有し、連携をとって、ご利用者が住み馴れた地域で生活が続けられる支援を行なっていきます。

令和元年12月からは、介護支援専門員を1名増員し、男性3名、女性1名の体制となっております。新規の方も、介護予防の方も積極的に受け入れていく体制を整えます。

(8) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

通所介護と介護予防通所介護を、9:45～16:00の時間で提供しています。

ご利用者の要望に細やかに対応しています。提供時間が長くなりますので、適宜休憩を取り入れつつ、午前中は入浴と個別レクリエーション、午後は体操と集団レクリエーション、ミニレクリエーションを組み合わせて提供しています。

体操はロコモ体操やコグニサイズなどバリエーションをつくり、使用する器具もセラバンドやタオルなど数種類用意しています。身体機能向上のための取り組みをご自宅でも取り入れていただけるよう働きかけています。

個別訓練を目的として、歩行訓練や転倒予防のためのバランス訓練など立位体操に力を入れて在宅生活を支援します。また、認知症予防として選択制を持たせたプログラムに参加していただくことで、ご自身の能力を発揮できるよう支援し、脳の活性化を図ります。

ケアプラザ機能を活かして、ボランティア団体、個人が活動しやすい場の提供をすることで、ご利用者へ還元していきたいと考えています。

介護保険制度の改正などに対応できるよう、周囲の事業所の動向を視野に、ご利用者がサービス内容を選択できるよう、充実したサービス提供を続けていきたいと考えています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

<記載場所>

中里北部地区には、ほとんどの人口が65歳以上という地区があるかと思えば、15歳未満の人口も増加傾向にある地区もあります。あらゆる世代が混在しており、ニーズの多様性が考えられます。

世代の多様化に伴い、自治会への加入率が低下傾向にあるとの統計結果もあることから、当ケアプラザを中心に異なる世代の交流拠点でありたいと思います。

異なる世代の架け橋となる利用者サービスを常に考え、今後の地域の情勢を鑑みて収支計画を立案したいと思います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

前年度末に各部門責任者と事業等の活動内容及び参加者の方々から徴収している参加費が適正に行われているかをヒアリングし、そのまま活かす点、見直すべき点を明確にし、次年度の目標を定めています。

運営費等を定額に抑える工夫としては、他ケアプラザと情報を共有することにより、その事業に見合った物品等の購入や地域の人材活用による講師に関わる費用の抑制にもつなげています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<記載場所>

各部門が共通認識を持ち、ケアプラザ運営を進めてきました。また、地域の身近な相談窓口として、各部門がそれぞれにできることをしてきました。

『青葉区地域福祉保健計画』の策定にあたり、事務局の一員として活動しています。

地域では毎年『5 自治会まつり』に地域のボランティアと協働でカレー店を出店するなど地域交流を進めてきました。

ケアプラザでは、子どもたちの夏休みを利用した『地域交流デー』、12月には『ケアプラザフェ

スタ』と、どちらもケアプラザ活動団体が日頃の活動とは違う活動をしながら、運営に協力していただき、活動参加の提供機会と環境づくりを進めてきました。

毎月1回行われている『かもマチ食堂』は、子どもだけでなく高齢者まで参加され、多世代による交流の場となっており、今後も継続して支援していきます。

また、NPO 法人や地域内の介護保険事業所等と協働し、『いいかも市』を月1回開催。事業の広報活動や出張相談の実施、薬局と合同で健康測定会を実施するなど、地域とのつながりづくりにも取り組みました。

大学との協働した取り組みや『気づきの和連絡会』との連携により事業所（新聞配達店）と認知症高齢者安心ネットワーク発見協力機関・団体として区役所との協定に至る支援を進めました。その中でも地域の方々の協力により、地区内の小中学校や郵便局、事業所（新聞配達店）への認知症サポーター養成講座開催につなげることができました。

通所介護事業においても、ケアプラザ利用団体や個人の方がボランティア活動できる場の提供を行なうことで、ご利用者の方への多様なサービス提供につながっています。

公の施設であることを意識し、積極的に中学生の『職業体験』や、小・中学生の『サマーボランティア』を受け入れ、ケアプラザの周知や多世代交流の場の提供づくりにも取り組みました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

一時期、職員の入れ替わり等ありましたが、令和2年2月1日現在は配置基準に達する職員を配置しております。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市鴨志田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,612,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	800,000
事業費(税込)	事業費不足額(講師謝金・材料購入費他)	500,000
事務費(税込)	通信費@100,000、消耗品@50,000、印刷費@60,000、リース料@80,000、地域協力費@40,000、旅費@15,000、手数料@5,000、その他(保険料・ガソリン代他)@150,000	500,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	4,335,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		3,990,000△
合 計		13,231,500

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	講師料・材料費他	
事務費(税込)		
合 計		5,159,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	15,367,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,276,000
事業費(税込)	講師料・材料費	100,000
事務費(税込)	通信費@150,000、消耗品@80,000、旅費@15,000、手数料@30,000、印刷費@50,000、リース料@90,000、保険料@10,000、地域協力費@25,000、その他@200,000	650,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,154,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△
合 計		19,303,500

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師料@120,000、保険加入費@6,000、講座材料費@20,000、消耗品@8,000	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	13,231,500	13,260,000	13,280,000	13,300,000	13,320,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,159,000	5,171,000	5,183,000	5,195,000	5,207,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	19,303,500	19,345,000	19,387,000	19,417,000	19,447,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	37,848,000	37,930,000	38,004,000	38,066,000	38,128,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
		居宅介護支援 事業	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
		通所系サービス 事業	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計(A)		130,848,000	130,930,000	131,004,000	131,066,000	131,128,000
内 訳	人件費	95,000,000	95,200,000	95,400,000	95,600,000	95,800,000	
	事業費	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	

事務費	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
管理費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
消費税等	470,000	475,000	480,000	485,000	490,000
その他	0	0	0	0	0
支出合計 (B)	125,470,000	125,675,000	125,875,000	126,075,000	126,275,000
収支 (A - B)	5,378,000	5,255,000	5,129,000	4,991,000	4,853,000

団体の概要

(令和 2年 2月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ふじずかかい) 社会福祉法人 ふじ寿か会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒226-0024 横浜市緑区西八朔町 773-2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成3年6月25日
沿革	平成3年6月 社会福祉法人ふじ寿か会設立 平成3年9月 特別養護老人ホームふじ寿か園開設 平成4年1月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてショートステイ開始 平成4年3月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてデイサービス開始 平成8年4月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて特別養護棟(認知症)開設 平成9年1月 関連施設高齢者グループホームことぶきの里開設 平成9年10月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて老人介護支援センター開始 平成11年11月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて居宅介護支援事業開始 平成12年3月 関連施設高齢者グループホームあすの里開設 平成12年5月 関連施設みすずが丘ショートステイセンター開設 平成13年3月 関連施設高齢者グループホームふじの里開設 平成16年1月 横浜市鴨志田地域ケアプラザ指定管理 平成16年3月 関連施設高齢者グループホームそまやまの里開設 平成25年4月 関連施設地域作業所陽だまり組入れ 平成30年10月 関連施設障害者グループホームソレイユ組入れ 令和1年6月 関連施設ナーシングホーム横浜ゆうふくの郷組入れ 令和1年8月 みすずが丘ショートステイセンターを特別養護老人ホームみすずが丘への業種変更
事業内容等	介護保険法による事業、介護老人福祉施設(定員105名・34名)2箇所、併設型(介護予防)短期入所生活介護(定員5名・6名)2箇所、(介護予防)通所介護(各定員35名)2箇所、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(定員9名、3箇所、定員18名1箇所)計4箇所、居宅介護支援事業2箇所、介護予防支援事業2箇所を市内緑区・青葉区で運営

